

出荷制限指示後の管理の考え方

宮城県沖のうち金華山以北の海域（以下「金華山以北宮城県沖」という。）のヒラメの出荷管理については、市町村、宮城県漁業協同組合及び関係漁業協同組合等と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 漁業者対策

県は、県内の漁業者に対し、金華山以北宮城県沖においてはヒラメを漁獲しないよう指導するとともに、混獲した場合でも確実に選別して一切の出荷が行われないよう指導する。

2 遊漁船業者対策

県は、県内の遊漁船業者に対し、金華山以北宮城県沖においてヒラメの採捕を目的とした案内を行わないよう指導する。

3 流通対策

県は、直販所及び卸売市場等に対し、金華山以北宮城県沖で漁獲されたヒラメを取り扱わず、産地等を確認の上、金華山以南宮城県沖で漁獲されたヒラメを出荷する場合は漁獲海域が金華山以南であることを明示するなどの適切な表示により、流通させるよう指導する。

4 放射性セシウムの検査対策

県は、金華山以北宮城県沖で漁獲されるヒラメについて検査の徹底を図るとともに、金華山以南宮城県沖で漁獲され、産地魚市場で販売されるヒラメについては検査体制を強化し、市場ごと（牡鹿、石巻、塩釜、七ヶ浜、亶理）に原則週2回以上の精密検査を実施する。